

販売店控

# 液化石油ガス法第 14 条に基づく L P ガス通知書

この書面は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）」第14条及び同法規則第13条に規定する事項をお知らせいたします。  
お読みになった後は、大切に保管をお願いいたします。

L P ガス販売の契約日： 2 0 年 月 日

お客様様	住所：	一般社団法人 群馬県 L P ガス協会 会員	
	氏名：	L P ガス販売事業者	登録番号： <input type="text"/> <input type="text"/> A <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
	電話：		
	コードNo.：	(印)	

## 1. L P ガス設備確認書

- \* 下記表中備考1欄中の『A』はお客様所有、『B』は販売事業者所有、『C』はその他(大家・建物管理者等)所有を表します。
- \* 下記表中備考2欄中に『◎』が記入された設備は、その設備利用料金を毎月のL P ガス料金に合算して請求させていただきます。  
・当社(店)所有の消費設備等(\*1)をご利用いただいている場合には、月額の設定利用料金(\*2)(円)が定額で別途加算されます。  
若しくは、従量料金1㎡当たり設備利用料金(円)をL P ガスご使用量に応じて請求いたします。  
(\*1)消費設備等とは、消費設備及びその他の設備をいいます。以下同じ。  
(\*2)設備利用料金とは、当社(店)所有の消費設備等をご利用いただいている間は発生するもので、設備設置費用の回収を目的とするものではありません。  
設備設置費用の清算金として費用を回収する場合は、別の「L P ガス消費設備等の利用に関する契約書」に基づき別途請求させていただきます。

供給設備		消費設備		その他の設備	
設備器具名・型式	備考1	設備器具名・型式	備考1	備考2	備考1
1. L P ガス容器( kg・本)	B	1. 配管(ガスメーター出口以降のガス配管)			1. 集中監視装置一式
2. 調整器( kg/h・個)	B	2. ヒューズガス栓( 個)			2.
3. ガスメーター( 型・個)	B	3. フレキガス栓( 個)			3.
4. 高圧ホース( m・本)	B	4. その他ガス栓( 個)			4.
5. 低圧ホース( m・本)	B	5. ガス漏れ警報器( 個)			5.
6. 供給管(調整器出口からガスメーターまで)	B	6. ガス器具( )			6.
7. 容器収納庫設備	B	7. ガス器具( )			7.
8. ボンベチェーン	B	8.			8.
9. 腐食防止板	B	9.			9.
10.		10.			10.
11.		11.			11.

上記表の消費設備中、設備利用料金をいただいている設備の設置費用は(合計円)です。  
上記表のその他の設備中、設備利用料金をいただいている設備の設置費用は(合計円)です。

## 2. L P ガスの料金について(体積販売(メーター販売))

検針時にお知らせしたご使用量をもとに、基本料金、従量料金、設備利用料金からなる別紙「L P ガス料金表」により計算されたL P ガス料金を所定の方法によりお支払いいただきます。(消費税は別途加算させていただきます。)  
なお、L P ガス料金は、仕入価格などの変動や社会情勢や経済情勢等により、改定することがあります。料金を改定するには原則として1か月前までに改定後のL P ガス料金を、検針票又は請求書等の書面でお知らせいたします。(原料費調整制度を採用している場合は、L P ガス料金改定の前日までにお知らせいたします。)

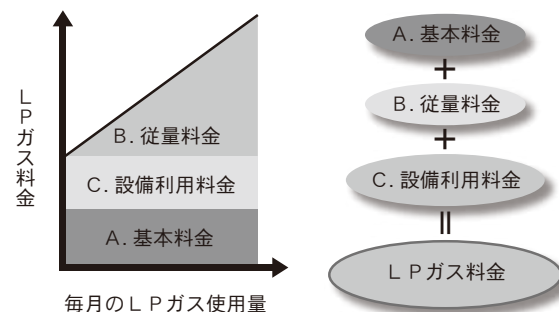
### ●L P ガス料金の算定方法及び算定の基礎となる項目

\* L P ガス料金は、基本料金、従量料金、設備利用料金により構成しており、これらを合算して請求いたします。

$$L P \text{ ガス料金} = A. \text{ 基本料金} + B. \text{ 従量料金} + C. \text{ 設備利用料金}$$

### ●算定の基礎となる項目の内容

- \* 基本料金は、供給設備とその設置費用、保安管理費用、検針・集金費用及びこれらの費用に関する管理費用で、L P ガスの使用に関係なく一律お支払いいただく料金です。
- \* 従量料金は、基本料金費用を除く原料費、販売経費等の全ての費用で、L P ガスの使用量に応じてお支払いいただく料金です。
- \* 設備利用料金は、消費設備等を当社(店)が所有し、お客様に貸与している場合にお支払いいただく料金です。なお、この料金は、上記『L P ガス設備確認欄』に記載された内容とします。



## 3. L P ガス保安業務

液化石油ガス法に基づいて実施する保安業務(保安業務の内容及び実施者)についてお知らせします。

保安業務の区分と内容	保安機関の名称・住所・電話番号		
① 供給開始時点検・調査 供給開始時の供給設備と消費設備の点検と調査	1		2
② 容器交換時等供給設備点検 容器交換時(検針時)等の供給設備の点検	1		2
③ 定期供給設備点検 法で定められた期間毎の供給設備の点検	1		2
④ 定期消費設備調査 法で定められた期間毎の消費設備の調査	1		2
⑤ 周知 L P ガス使用に伴う災害の発生防止の必要事項のお知らせ	1		2
⑥ 緊急時対応 L P ガスに関する災害及び災害発生のおそれがあることの通知を受けた場合の措置		昼間 午前 時～午後 時まで 名称 住所 電話	夜間 午後 時～午前 時まで 名称 住所 電話 休日・祭日 名称 住所 電話
⑦ 緊急時連絡 L P ガスに関する災害及び災害発生のおそれがある通知を受けた場合の連絡対応	1		2

## 4. L P ガスの使用に際してのお問い合わせ先について

L P ガスのご使用に際して、ご不明な点やご質問、ガス料金の照会等ございましたら下記までご連絡くださいますようお願いいたします。  
また、当社(店)の営業活動等についてのご意見ご要望等につきましても下記までご連絡ください。寄せられたご意見等は社(店)内で共有させていただき、改善に取り組んでまいります。

連絡先
販売事業者名
T E L
F A X
メー ル
H P
電話等受付時間

※本書面(表裏面)において重要事項等の説明を受け、内容を承諾いたしました。

2 0 年 月 日

署名

(印)